

要 旨

本稿の目的は、ベトナムに於ける市場経済化について、主に法学の視点から分析を行うことにある。1986年12月ベトナム第6回共産党大会は、Doi Moi: 刷新 (=Innovation) 政策の採用を決議した。爾後約20年間、同国は一貫して市場経済化を加速している。この間、ASEAN、NIEs 及び中国は、工業化による経済成長を達成してきた。日本企業は、安くて豊富な労働力を求めて、これらアジア工業圏域に多額の海外直接投資を行ってきた。しかしながら、当該諸国の経済成長を受けて、現地 cheap labor cost を必ずしも享受出来なくなったことや、反日暴動（中国）等 country risk の存在等、日本企業は目下、投資対象国としてのベトナムに注目している。旁々、ベトナムもまた金融・資本市場 globalization 現象に巻き込まれており、その背後に法治主義の拡がりがある。

ベトナムは現行1992年憲法 § 15 で私的所有権を保証し、資本主義諸国所有権概念一般と一線を画する社会主義諸国私法論とは、趣を異にした制度を定着させつつある。ベトナムは社会主義を政治理念としながらも、市場経済の果実を享受すべく工業化による国民所得増加を政策目標に置いた。その過程で、i 民商事訴訟管轄、ii 当事者問題、iii 訴訟費用負担原則等、多種多様の国際私法論点が横たわっている。予防法学の観点からも、民商事紛争調整等私法整備がベトナム政府喫緊の課題となっている。本稿はベトナム法史と明治期日本法史を概観した後、1994年法務省による法整備支援事業開始以来、日本支援の役割は今後何処に軸足を置くべきか等を明らかにしている。二元断絶的市場観に収斂しているベトナム市場化政策に、IMF・世銀による法整備への助言、構造調整貸付付帯条件等がもたらす弊害は大きい。市場経済に整合的な法整備を行い実体経済を運営せんとしているベトナムにとって、日本民法の比較による議論も有益である。「法の支配」原理究明が、ベトナム私法研究に裨益する所以である。

Key Words : Doi Moi : 刷新 (=Innovation) 政策、予防法学、二元断絶的市場観、
法整備への助言、法の支配

以上